

記者発表（ 発表 資料配布）				
月／日	担当課(室)名 担当班名	電 話	発表者 (担当主幹名)	その他配布先
5／2 (金)	都市政策課 景観まちづくり班	内線 4660 078-362-9299	澤田 純一 (高橋 知巳)	西播磨県民局

宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定

兵庫県では、優れた景観を創造・保全するため、「景観の形成等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき景観形成地区を指定し、同地区の中でも、特に優れた景観を有する区域を景観形成重点区域として指定しています。

このたび、宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区（以下「山崎地区」という。）の一部を景観形成重点区域に指定することについて地元との合意等が整ったため、令和7年3月18日に兵庫県景観審議会（会長：八木雅夫）に諮問し、指定が適当である旨の答申を得ました。

これを受けて、本日、「景観形成重点区域」に指定し、本年6月2日に施行することとしました。

今後は、景観形成支援事業（窓口：公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター）による支援を行いながら、建築物、工作物、屋外に設置する自動販売機等について、伝統的な様式等の保全に重点を置いた景観形成重点基準に基づく景観誘導を行い、山崎地区の顔となる優れた景観の形成を図ります。

1 区域の概要 【別添資料1】

宍粟市山崎町山崎は、江戸時代の城下町を基盤に発展した地区であり、今もなお、武家地や町人地といった町割りや鍵の手型の道路など城下町の面影が残るまち並みとなっていることから、令和元年11月に条例に基づき「歴史的景観形成地区」として指定しました。

景観形成地区内の「酒蔵通り」には、条例に基づく景観形成重要建造物に指定されている「老松酒造」、「本家門前屋」、「中門前屋」が立ち並ぶなど江戸中期に酒造業で隆盛を極めた建物が残っており、景観の形成を図る区域として保存・継承していく必要があります。

特に、「本家門前屋」前からは、これらの建物を含めた重厚な商家建築や蔵が連なる歴史的なまち並みとその背後に見える緑豊かな高取山を望むことができます。

このため、当該地点を優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）とし、その周辺を景観形成重点区域に指定します。

2 景観形成重点区域の名称

宍粟市山崎町山崎地区

3 景観形成重点基準 【別添資料2】

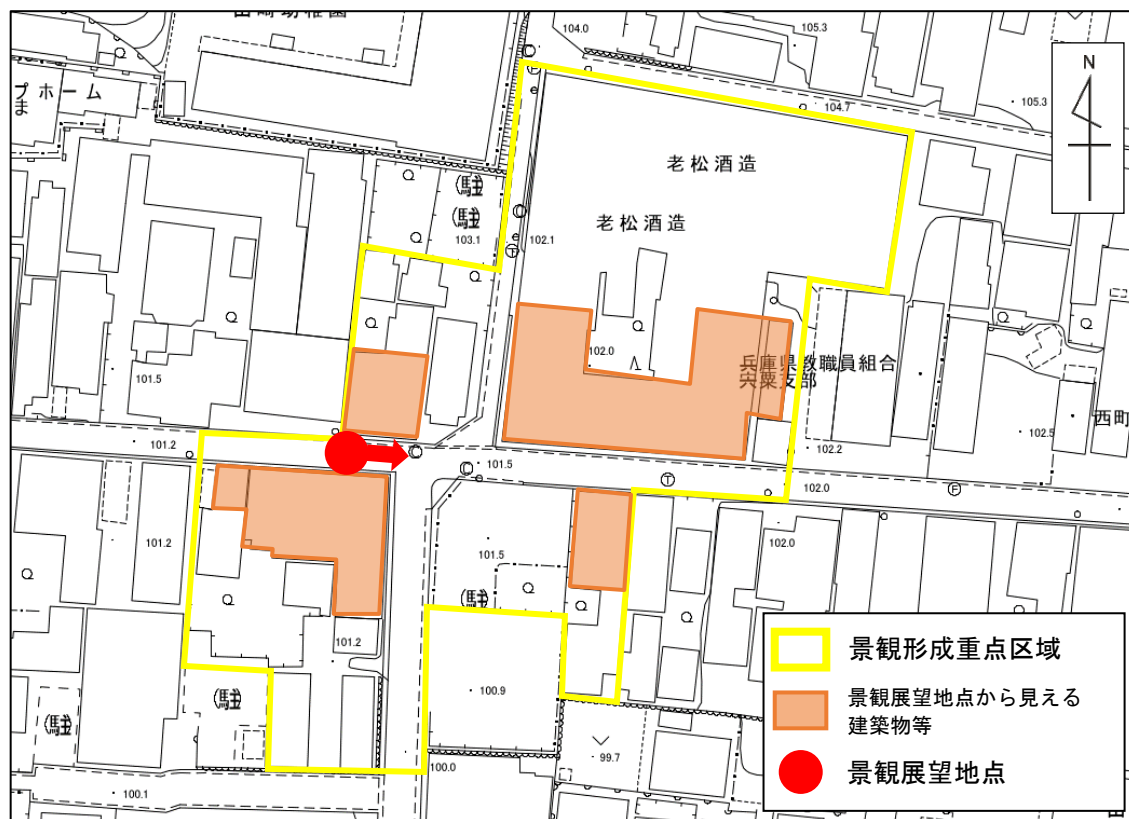
景観形成重点区域内の建築物、工作物、自動販売機に係る伝統的な様式等の保全に重点を置いた景観の形成に必要な基準を定めます。

4 景観の創造・保全を図るための手続・支援 【別添資料3】

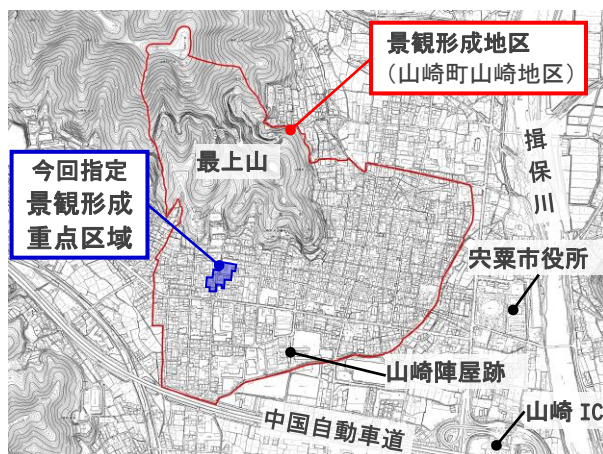
施行日以降、景観形成重点区域内において、建築物等の新築や外観の変更等を行う場合や屋外に自動販売機を設置する場合は、あらかじめ知事への届出が必要となります。

なお、景観形成重点基準に適合させるために行う建築物等の修景について、一定の要件を満たす場合、景観形成支援事業により工事費等に対し、手厚い支援を実施します。

区域の概要



景観形成重点区域の区域



区域図



景観展望地点から見える景観

景観形成重点基準

(1)建築物等に関する基準（注）

項目		建築物の基準	工作物の基準
重点区域全域	高さ	・階数は2階以下とする。	・基調となる色彩は、「宍粟市山崎町山崎地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根とする。	
	掲出物	・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。	
	景観展望地点から見える建築物等	・隣接する建築物との連続性を確保する。 ・やむを得ず、酒蔵通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、景観展望地点からの町並みの連続性を確保する。	
		・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。	
		・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。 ・ただし、現況が土壁である又は景観形成等推進員等による調査に基づき従前の仕上げに修復する場合はその仕様とすることができる。	
		・門、塀を設置する場合は、漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	

注 表に定めのない基準については、宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(2)自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和させる。

景観形成重点区域の指定による地区の顔づくり



■景観形成重点区域とは

「景観形成地区」の中でも、特に優れた景観が見える場所を「景観展望地点」として、そこから見える範囲を「景観形成重点区域」とすることで地区の顔となる景観の保全・継承を図ります。

■景観形成重点区域に指定されると

①届出手続

従来の景観形成地区と同様に、次のような行為をするときは届出が必要です。

- ①建築物等の新築、改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ②自動販売機の設置
- ③広告物等の表示、設置

②景観上のルール(景観形成重点基準)

従来の景観形成地区で定めている景観形成基準と比べて、より伝統的な様式等の保全に重点を置いた景観形成重点基準を守する必要があります。

③支援メニュー

景観形成地区 助成率：1／3 助成限度額：330万円

→景観形成重点区域 助成率：1／2 助成限度額：500万円

助成対象経費（所有者等が執行するもの）	助成率	助成限度額 （万円）
1 基本設計費、実施設計費及び工事監理費	1/2	90
2 建築物の新築、改築、増築、修繕に伴う外観の修景に係る工事費		500
3 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費		
4 その他、景観形成において必要と認められる、外観の修景に係る工事費		

お問い合わせ

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299
支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1263